

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 14

不利益処分の内容		柔道整復師に対する業務に関する必要な指示
根拠法令及び条項		柔道整復師法第18条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「衛生上特に害があると認めるとき」とは、第16条（外科手術、薬品投与等の禁止）及び第17条（施術の制限）に代表されるような行為に反する場合を指す。
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）